

## 第 1 節 千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

### 1 「千葉県特別支援教育推進基本計画」の趣旨及び策定方針

#### (1) 趣旨

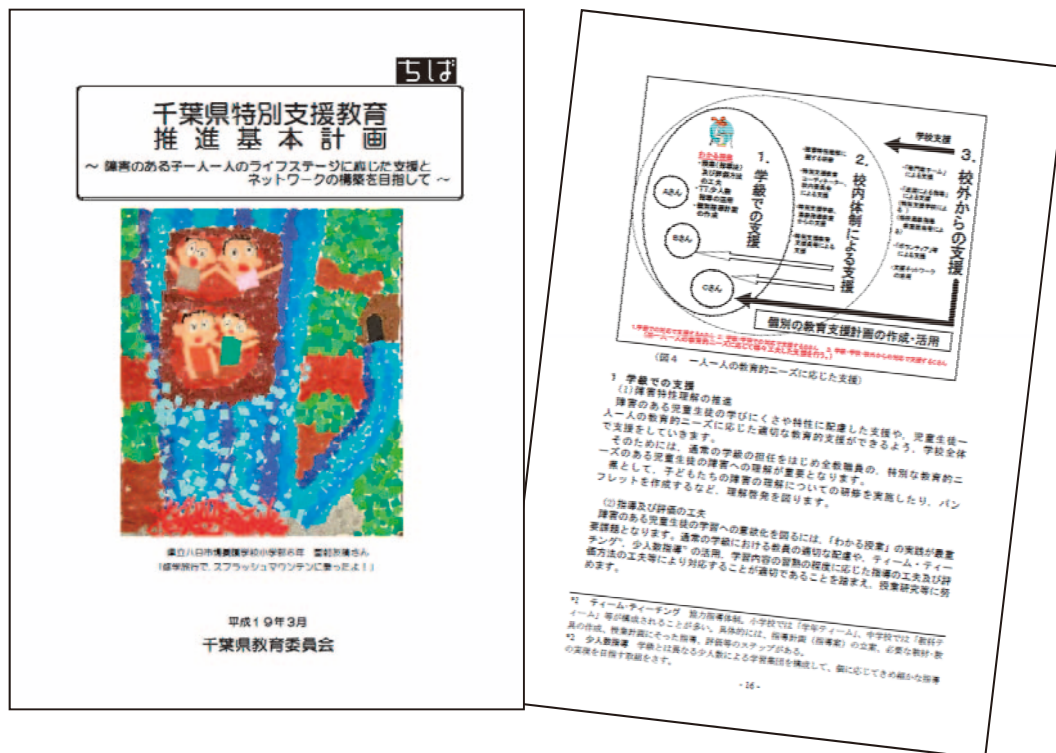
「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第1次計画」という。）は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として平成19年3月に策定しました。

#### (2) 策定方針

- ①障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と、関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画となっています。
- ②5～10年の中・長期的な計画として策定しました。

#### (3) 計画の期間

平成19年度から平成28年度までの10年間です。



「千葉県特別支援教育推進基本計画」（第1次計画）

（平成19年3月）

【本県障害児教育の現状と課題】

- 早期からの相談支援体制の整備
- 小・中学校の特殊学級等における指導の充実
- 通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、障害のある児童生徒に対する支援の充実
- 養護学校における児童生徒の増加への対応
- 盲・聾・養護学校の児童生徒の障害の重度・重複化への対応
- 高等部卒業後の就労支援の充実
- 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- 教員の専門性の維持・向上



【特別支援教育の基本的な考え方】

- ①全ての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在である。
- ②地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す。
- ③自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指す。



【計画策定の趣旨】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行う。

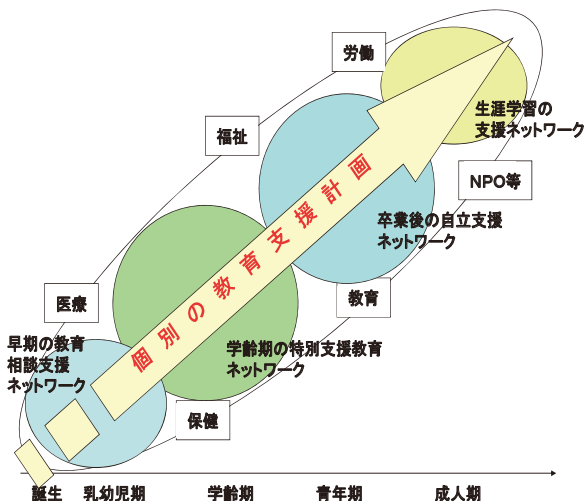


障害のある子一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築



【基本計画のテーマ】

- I 早期の教育相談支援体制の整備
- II 小・中学校における特別支援教育の整備充実
- III 今後の特別支援学校の新たな機能の構築
- IV 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援
- V 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- VI 学校と教員の専門性の維持・向上



「個別の教育支援計画」

—障害のある子供を生涯にわたって支援—

【図4】「千葉県特別支援教育推進基本計画」の概要

【表1】「第1次計画」のライフステージごとの計画

ライフステージ	計画のポイント	支援体制の仕組み等
1 早期の教育相談支援体制の整備	(1) 障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談支援の充実 ・関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備等 (2) 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 ・市町村教育委員会が行う就学相談における、県教育委員会からの必要な情報提供等	○早期の教育相談支援の充実 ・特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携 ・地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築 ○「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 ・就学相談の実施 ・市町村の就学事務担当者への助言、研修、認定就学者制度の周知
2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実	(1) 「わかる授業」の推進と学級における支援の充実・授業（指導法）の工夫等 (2) LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含む、障害のある全ての児童生徒に対する適切な教育的支援の充実 ・特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実 ・特別支援教育支援員等による支援等 (3) 学校を支える支援システムの整備 (4) 「交流及び共同学習」の推進 (5) 「特別支援教室（仮称）」構想の検討	○学級での支援 ・指導方法の工夫等 ○校内体制による支援 ・特別支援教育支援員等による支援等 ○校外からの支援 ・市町村の「専門家チーム」、「巡回相談」の整備 ・通級指導教室担当者や特別支援学校からの巡回による指導等 ○「交流及び共同学習」のモデル事業の実施 ○「特別支援教室（仮称）」構想の検討
3 今後の特別支援学校の新たな機能の構築	(1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実 ・喫緊の課題である、児童生徒増による過密化、長時間通学の解消 ・複数の障害に対応した特別支援学校の配置・整備 ・特別支援学校のセンター的機能の充実等 (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 ・障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成・実施・評価の充実等 ・自閉症に対応する教育内容・方法の実践研究の推進等	○小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等の設置 ○特別支援学校の「全県型」「地域型」の位置づけと役割 ○地域のセンター的機能の充実 ○特別支援教育に係る地域支援ネットワークの構築 ○一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実 ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導の充実 ・「交流及び共同学習」の推進 ・自閉症に対応する教育内容・方法の実践研究、教育課程の編成や校内体制の整備等
4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援	(1) 生徒の多様な教育的ニーズに応じた後期中等教育の充実 ・卒業後の自立を目指す地域生活支援の充実 ・高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用した、特別支援学校の分校等設置の検討 ・特別支援学校における職業教育の充実 (2) 個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの構築 (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり	○将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実 ・障害の重い生徒の地域生活支援の充実 ・高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用した、特別支援学校の分校等の設置についての検討 ・就労を目指す生徒の職業教育の充実 ○教育、福祉、労働等の関係機関による就業支援ネットワークの構築 ○高等学校における特別支援教育の支援体制づくり・高等学校の教員の理解啓発等
5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援	(1) 学びの機会と場の充実 (2) 特別支援学校の地域における生涯学習機能の役割 (3) 生涯学習支援ネットワークの構築	○地域の人々との交流が行える機会や場づくり ○特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした社会資源としての機能 ○生涯学習機関、企業、NPO等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築
6 学校と教員の専門性の維持・向上	(1) 学校や教員の専門性の維持・向上 (2) 「特別支援学校教員免許状」の保有率の一層の向上 (3) 特別支援学校における「センター的機能の充実のための教員」の配置 (4) 異校種間の人事交流の推進 (5) 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用	○総合教育センターや特別支援学校における現職研修の充実 ○特別支援学校のセンター的機能の向上 ○総合教育センター特別支援教育部の機能の充実 ○幼稚園、小・中学校、高等学校の教員への認定講習の受講機会の拡大 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校間の相互の人事交流の一層の促進 ○理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料